

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区鈴竹工区の換地計画を定めた。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成19年12月21日から平成20年1月10日まで縦覧に供する。

平成19年12月21日

香川県知事 真鍋武紀